# これから何が起こりますか？

## 検死手続きの最初のステップ

このパンフレットでは、ご家族の死が検死官に報告された直後に知っておくべきことについて、ご利用できるサービスや、検死官が検視手続きの初期段階で行うことなどについて説明しています。

## お辛い時に受けられる支援

ビクトリア州検死裁判所(Coroners Court of Victoria)およびCoronial Admissions and Enquiries (CA&E)の職員は、悲しみや喪失感を癒すために役立つ情報やサービスをご紹介できます。このパンフレットの裏面には、この辛い時期にお役に立つ様々な支援サービスの連絡先リストが掲載されています。

## 検死官の役割

検死官は、可能であれば次のことを見つけなければなりません：

1. 死亡した人の身元

2. 死因

3.場合によっては、死を取り巻く状況。

検死官はすべての死亡事例を調査するわけではなく、「報告すべき」死亡事例のみを調査します。

報告義務のある死亡事例には以下が含まれます：

* 予期せぬ死、不自然な死、暴力を伴う死、事故や怪我による死
* 医療処置中または処置後に予期せず死亡
* 保護または介護されていたときに死亡
* 医師が死亡診断書に署名できない場合
* 身元がわからない場合 。

## 最初の連絡先

警察は、検死官に報告されたすべての死亡現場に立ち会いますが、病院で発生した一部の死亡者は例外となります。これは、警察が検死官のために死亡報告書を作成する必要があるためです。警察が現場に来たからといって、必ずしも誰かが死亡に関与していると考えているわけではありません。また、その後すぐに、より多くの情報を得るために遺族と話をすることもあります。これは、検死官に報告されたすべての死亡者に関する通常の検視手続きの一部です。

CA&Eのスタッフが、検死プロセスの最初のステップについてご連絡します。

CA&Eは、ビクトリア州法医学研究所（Victorian Institute of Forensic Medicine）が全州で提供する24時間サービスです。

CA&Eの役割は以下のとおりです：

* 死亡の報告を受ける
* 遺体をCA&Eに引き取る
* 死亡者の身元確認
* 検死官のために死亡に関する医学的調査を取りまとめる
* 葬儀のために遺体を引き渡す。

## サービスの利用開始

ほとんどの場合、ご家族がメルボルンでお亡くなりになった場合、65 Kavanagh Street, Southbankにある検死サービス・センターでCA&Eに引き取られます。ご家族がビクトリア州地方部でお亡くなりになった場合、CA&Eのスタッフが連絡を取り、引き取られている場所をお知らせします。

CA&Eスタッフは、あなたがご家族に会ったり、一緒に過ごすことを希望した場合にお手伝いし、誰が近しい親族を務めるのかについてお話します。検死調査に関するすべての連絡は、その人またはその人が選んだ代理人を通して行われます。

## 近しい親族

近しい親族は通常、亡くなった方の配偶者または家庭内パートナーです。本人に配偶者がいない場合、または配偶者が来られない場合、近しい親族は（この順番で）次のようになります：

* 成人した息子または娘（18歳以上）
* 親
* 成人の兄弟姉妹（18歳以上）
* 遺言執行者として遺言書に記載されている者
* 死亡直前に、死亡した人の個人的代理人であった人
* 死亡直前に死亡した人と密接な関係にあったため、監察医が近しい親族であると判断した人。

## 身元確認

検死官は、死亡者の身元を確認する必要があります。これには、目視または医学的・科学的な身元確認方法があります。

目視による身元確認が必要な場合、ご遺体を確認するために検死サービスセンターに来るよう求められることがあります。家族の身元を確認するには、家族または死亡当時その人をよく知っていた人でなければなりません。CA&Eのスタッフが、営業時間内に閲覧の予約を入れます。

医学的または科学的な身元確認方法には、歯科記録、指紋、DNAの比較などがあります。最も適切な身元確認方法は検死官が決定し、CA&Eスタッフがそのプロセスをお知らせします。

## 医学検査

医学検査は、検死官が死因を特定するために行われます。たとえ死亡原因が明白であるようでも、検死官が何が起こったのかを正確に突き止めることは非常に重要です。

**予備検査**

ご遺体がCA&Eの手に渡ったら、法医病理医が検査を行います。この予備検査は侵襲性を最小限に抑えて行われます。CA&Eのスタッフは法医病理医と緊密に連携し、どのような質問にもお答えします。CA&Eのスタッフは、ご家族の診療記録やその他の情報を得るために、あなたに協力を求めることがあります。また、死亡にまつわる状況について話を聞く必要がある場合もあります。また、警察が死亡についてあなたに連絡することもあります。これは検死官が死亡にまつわるできるだけ多くの事実を収集するのに役立ちます。

**検視**

場合によっては、法医病理学者が検視を行う必要があります。これは、医学的な死因を解明することを目的とした医療処置です。検死官が検視が必要であると判断した場合、CA&Eスタッフはまず近しい親族に連絡を取り、そのプロセスを説明し、質問にお答えします。宗教的、文化的な理由などで、検視に反対する場合は、CA&Eスタッフにお知らせください。検死官はあなたの懸念を考慮し、CA&Eスタッフが検死官の決定をお知らせするために再度ご連絡します。

## 所持品

警察は通常、死亡現場で発見された宝石類、衣類、その他の貴重品などの所持品を保管し、葬儀業者に渡します。法医学的検査のために警察が保管することもあります。そうでない場合は、遺品はすべて葬儀業者に渡され、遺族に返却されます。所持品についてご質問がある場合は、CA&Eスタッフにお知らせください。

## 葬儀の計画

いつでも葬儀業者に連絡することができます。葬儀業者は葬儀の計画をお手伝いし、お客様とCA&Eスタッフと連絡を取り合います。必要であれば、ビクトリア州地方部への移送の手配もします。

## 死亡証明書の取得

死亡証明書は、ビクトリア州出生・死亡・婚姻登録局（BDM）が発行します。死亡証明書の発行には手数料がかかりますが、葬儀費用の一部として含まれている場合もあります。ほとんどの場合、死亡証明書を直接申請する必要はなく、葬儀業者が代行してくれます。BDMは、葬儀屋が情報提供者として記載した人に死亡証明書を発行します。葬儀の手配をしたのがあなたでない場合でも、死亡証明書のコピーをBDMに直接申請することができることがあります。BDMは、あなたのニーズと検死官が死因を決定したかどうかに応じて、異なるタイプの証明書を提供しています。

**死亡証明書　-　死因なし**

この法的証明書には、死因、埋葬情報、登録日など、ご家族に関する機密情報は含まれていません。この証明書は、検死官がまだ死因を確定していない場合に発行することができ、ご家族の死因を提供する必要のない組織で使用することができます。この死亡証明書が使用できるかどうかについては、常に対象の組織に確認することをお勧めします。

**死亡診断書　-　死因を記載**

この法的証明書には、死因、埋葬情報、登録日などの機密情報を含め、ご家族に関するすべての詳細が記載されています。この証明書は、ご家族の死亡を証明するよう求めるあらゆる機関に提出することができます。**注**：BDMがこの証明書を発行するには、検死官が死因を決定した後でなければなりません。

**仮死亡証明書**

仮死亡証明書は、ご遺体を母国に送還する必要がある場合に使用します。検死官がまだ死因を確定していない場合に発行されます。

## お役に立つ連絡先

検死調査の初期段階について質問がある場合は、CA&Eに1300 309 519（24時間対応）で問い合わせるか、裁判所のウェブサイト[www.coronerscourt.vic.gov.au](http://www.coronerscourt.vic.gov.au)をご覧ください。

この辛い時期に役立つ可能性のあるその他の支援サービスを以下に示します。特に記載のない限り、営業時間内にお電話をすることができます。

• Court Network (Court Process Support) 1800 681 614

• Donor Tissue Bank of Victoria (03) 9684 4444

• Federation of Community Legal Centres Victoria (03) 9652 1500

• Grief Australia (03) 9265 2100

• GriefLine 1300 845 745 (8am ～ 8pm: 月曜～金曜）

• Hope Bereavement Care (Geelong地域) (03) 4215 3358

• Interpreter Service 13 14 50

• Lifeline 13 11 14 (24時間対応)

• Mercy Grief Services (首都圏西部地区のみ) (03) 9313 5700

• National Relay Service TTY 13 36 77 (聴覚障害者用) 1300 555 727 (話して聞く)

• Registry of Births, Deaths and Marriages Victoria 1300 369 367

• Road Trauma Support Services 1300 367 797

• Red Nose (旧SIDS and Kids) 1300 308 307 (24時間対応)

• State Trustees (03) 9667 6444, 1300 138 672 (地方)

• SuicideLine Victoria 1300 651 251 (24時間対応)

• Support After Suicide 1800 943 415

• StandBy - Support After Suicide 1300 727 247

• The Compassionate Friends Victoria (03) 9888 4944, 1300 064 068 (24時間対応)

• Victims of Crime Helpline 1800 819 817

• Victoria Legal Aid 1300 792 387

• Victorian Aboriginal Legal Services 1800 064 865